

評議員・理事・監事を選任するときの注意点

1 資格要件について

(1) 評議員・理事・監事になれない者又は適当でない者

区分	要件
共通	【欠格事由】（社会福祉法第 40 条第 1 項各号） ①法人 ②精神の機能の障害により職務を適正に執行するにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ③福祉関連法の規定に違反して刑に処され、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ④禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ⑤所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員 ⑥暴力団員等の反社会的勢力者（暴力団員等でなくなった日から 5 年経過しない者を含む）
評議員	【兼職の禁止】（社会福祉法第 40 条第 2 項） 役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない ※『役員』とは、<u>当該社会福祉法人の理事及び監事をいう</u> 【特殊関係人の排除】 ①各評議員及び各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならない（社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項） ②厚生労働省令（社会福祉法施行規則第 2 条の 7 及び同条の 8）で定める特殊の関係が含まれてはならない
理事	【特殊関係人の排除】 ①各理事の配偶者又は三親等以内の親族その他各理事特殊関係がある者が 3 人を超えて含まれてはならない ②当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令（社会福祉法施行規則第 2 条の 10）で定める特殊の関係にある者が、理事本人を含めて理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれてならない
監事	【特殊関係人の排除】 ①各理事・監事の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならない（社会福祉法第 44 条第 7 項） ②厚生労働省令（社会福祉法施行規則第 2 条の 11）で定める特殊の関係が含まれてはならない

（２）必要な要件

評議員・役員の選任時に必要な要件に適合している者が含まれているかの確認

区分	必要な資格要件	必要人数
評議員	社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者	全員
理事	社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 法人事業区域の福祉の実情に通じている者（地域関係者等） 当該法人施設の施設長（施設設置法人に限る）	法人で 各１名以上
監事	社会福祉事業について識見を有する者 財務管理について識見を有する者	法人で 各１名以上

※資格要件は法人が判断。所轄庁で適・不適の判断は原則しない。（施設長要件は除く）

２ 選任の手順について(例)

新任・再任いずれも必要書類及び各種手続きは同じ

再任の場合でも、選任に関する手続きや書類は省略できない

【評議員】

- ①選任方法：定款で規定
- ②法人内部で候補者を検討
- ③候補者から就任関係書類（就任承諾書・履歴書・誓約書等）を入手
- ④理事会を開催し、評議員候補者の推薦を議決（決定）
- ⑤評議員選任・解任委員会を開催し、評議員候補者の推薦に基づき、新評議員を選任
選任にあたっては、評議員候補者の経歴や資格などを提示したうえで必要な資格要件を有する者である旨の説明が必要

評議員選任・解任委員会

- ・構成例：監事１名、事務局１名、外部委員１名 合計３名
- ・選任方法例：理事会が候補者の推薦及び解任の提案を行う
- ・運営例：委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
ただし、外部委員が１名出席し、かつ、外部委員１名が賛成することを要する。

【理事】

- ①法人内部で候補者を検討
- ②候補者から就任関係書類（就任承諾書・履歴書・誓約書等）を入手
- ③理事会を開催し、理事選任案を決定

理事会で、理事の選任に関する評議員会の議題及び議案を議決

⇒理事の選任に関する評議員会の議題及び議案は、理事会の決議によって決定するため、
理事候補者を理事会で決定し、議案として評議員に通知

④評議員会を開催し、理事選任案に基づき、新理事を選任

選任にあたっては、定款に定めるところにより、候補者ごとに決議を実施

議事録に次の2点を確認した旨を明記

- ・ 必要な資格要件のいずれかに該当すること（必要な資格要件ごとに各1名以上の理事の選任が必要）
- ・ 欠格事由に該当しない、特殊関係の有無



⑤理事会を開催し、理事長（設置している場合は業務執行理事）を選定

⑥理事長変更についての登記等

※⑤・⑥は、理事長が任期満了・辞任等で退任した後の選任（再任を含む）時に必要

【監事】

①法人内部で候補者を検討

②候補者から就任関係書類（就任承諾書・履歴書・誓約書等）を入手

③理事会を開催し、監事選任案を決定し、現監事の過半数の同意が必要

④評議員会を開催し、監事選任案に基づき、新監事を選任

選任にあたっては、定款に定めるところにより、候補者ごとに決議を実施

議事録に次の2点を確認した旨を明記

- ・ 必要な資格要件のいずれかに該当すること
- ・ 欠格事由に該当しない、特殊関係の有無

3 就任関係書類(評議員・理事・監事共通)

必要な書類例と確認したいポイント

書類	確認ポイント（全部必須）	備考
就任承諾書	就任を承諾する意思があること	日付：選任日以前あるいは選任当日
履歴書	資格要件（必要な識見を持っていること）	1（2）「必要な要件」を参照
誓約書 ※	欠格条項に該当しないこと	社会福祉法第40条第1項
	各評議員又は役員と特殊関係にないこと	特殊関係者がいる場合は詳細を記載してもらう

※他の書類に以下の内容の記載があれば誓約書の作成は不要

記載例

就任に際し、私は以下の要件を満たしています。

- 1 社会福祉法第40条第1項各号の欠格事由に該当しないこと
- 2 各評議員又は各役員(候補者含む)に関し、社会福祉法及び同施行規則等に定める親族等特殊関係者が含まれていない又は上限数を超えて含まれていないこと。

4 監事の選任の前に必要なもの

①再任でも新任でも、次期監事の選任案には過半数の現監事の同意が必要（監事が2名の場合は、2名両方の同意が必要）

②評議員会の選任の前に次のいずれかの書類を準備

ア 同意書

…参照 様式例9

イ 現監事が署名（記名押印）した理事会議事録

…参照 参考議事録

監事選任議案を決議した議事録に、「現監事の過半数以上の同意が必要である旨とそれに対し現監事が同意した旨」を明記し、現監事が署名（記名押印）したもの。過半数の監事が署名（記名押印）していれば、これが同意書面の代わりとなる。ただし、監事が理事会を欠席し、過半数に満たなかった場合、アも必要

5 理事長の登記等

①新任・再任の場合も選定から **2週間以内に法人の変更登記（理事長）が必要**

②手続き：変更登記申請

- ・ 変更手続きに必要な書類等は、事前に法務局へ確認
- ・ 理事長が新任の場合、原則実印署名のある理事会議事録と印鑑登録証明書が必要

6 参考

（1）役員等の任期について

区分	任期
評議員	・ 原則は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（社会福祉法第41条第1項） ・ 定款で「4年」を「6年」まで伸長することが可能（同項ただし書） ・ 定款で任期の満了前に退任した評議員の補欠（退任した評議員の欠員を補った評議員）として選任された評議員の任期を、退任した評議員の任期が満了する時までとすることは可能 【注】 <u>新任（増員）の場合は補欠ではないため、その任期を現任の評議員の任期の満了する時までとすることはできない。</u>
理事	・ 原則は、2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（社会福祉法第45条） ・ 定款でその任期を短縮することも可能 ・ 理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限なし
監事	・ 原則は、2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（社会福祉法第45条） ・ 定款でその任期を短縮することも可能 ・ 監事を再任することは差し支えなく、期間的な制限なし

(2) 評議員・理事・監事の任期の終わりの計算

選任した年度 + 任期年数 = その年に開催する定時評議員会の終結時が任期満了

例1：令和7年6月に、任期4年の評議員が選任した場合

7（選任した年度） + 4（任期年数）＝令和11年に開催する定時評議員会まで
 …「令和10年度決算に係る定時評議員会（令和11年6月頃）の終結の時まで」と同じ意味

例2：令和6年3月に、任期2年の理事が選任した場合

5（選任した年度） + 2（任期年数）＝令和7年に開催する定時評議員会まで
 …「令和6年度決算に係る定時評議員会（令和7年6月頃）の終結の時まで」と同じ意味

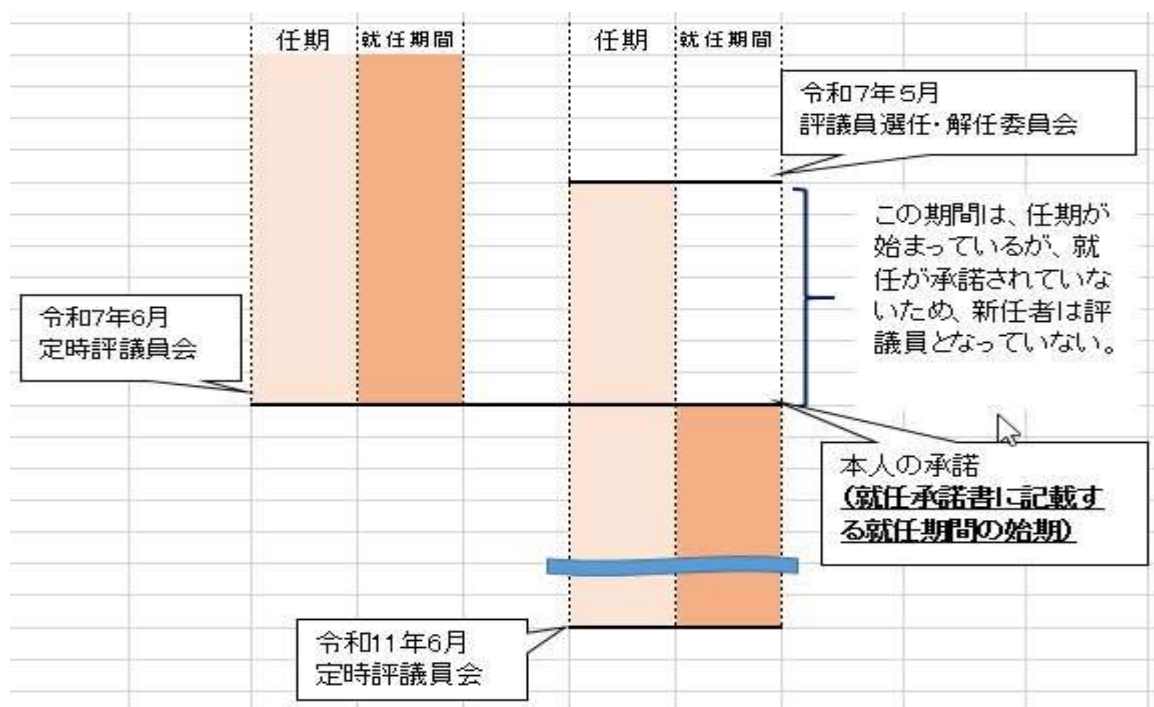
(3) 任期の始まりは、いつになるか

■評議員・理事・監事の任期の開始日＝選任された日

評議員は選任・解任委員会の日、理事・監事は評議員会の日となる。

※本人が就任を承諾した日ではない

＜一斉改選に際して評議員を事前に選任する時の注意点＞



【注意点】

法や定款で定める「任期」と実際の就任期間が必ずしも同じとにならない点に留意が必要

（任期と本人の承諾の意思の両方が揃うことで就任となるため、どちらか一方では就任とはならない。）

就任期間が現任・新任で重複すると、定員以上の評議員が存在するため不適切となります。

※理事・監事の一斉改選時も、上記例と同じ。任期開始日：評議員会の日、就任期間の開始日：定時評議員会の終結以降

(4) ばらばらの任期を揃えたいとき

定数増員などで一部の人の任期がずれたとき、就任により全員の任期を一律に揃えることが可能。ただし、現任者の意に反して辞任を強制することは不可。

実施するにあたり、慎重に判断が必要。

【事前に確認すること：定款】

定款で、評議員・理事・監事の任期については、補欠（退任した評議員・役員等の欠員を補った評議員・役員）に関する部分の文末を確認。

任期を揃えられない文末の定款であれば、任期を揃える前に定款の変更が必要。

○任期を揃えたい場合追加が必要な条項

『任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。』（＝しなくても良い）

【手順の例】

- ①選任予定者全員から就任関係書類（就任承諾書・履歴書・誓約書等）を入手
- ②まだ任期が満了しない役員等から、辞任届を提出してもらう
辞任日は、選任の日（評議員：選任・解任委員会の日、理事・監事：評議員会の日）
- ③全員の選任手続きを通常どおり行う

7 様式例

種別	該当様式
履歴書	様式例 1 【評議員】 様式例 6 【理事・監事】
就任承諾書兼誓約書	様式例 2 【共通】
候補者推薦書	様式例 3 【共通】
委嘱状	様式例 4 【評議員】 様式例 7 【理事】 様式例 10 【監事】
辞任届	様式例 5 【評議員】 様式例 8 【理事】 様式例 11 【監事】
監事選任同意	様式例 9 監事選任議案に関する同意書 参考議事録（監事同意）

履 歴 書 （評議員）

【個人情報の利用の目的】

新潟市及び財務諸表等電子開示システムへ提出する役員等一覧表・本会役員等名簿の作成、本会役員会の運営に係る業務のみに利用し、それ以外に用いることはありません。

令和 年 月 日作成

フリガナ			印	※職歴・現職欄をご記入 ください。 ※氏名は自筆でご記入を お願いします。
氏 名				
生年月日	年 月 日（満 歳）	性別		
住 所	〒 電話 （ ）			

《職歴》

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 年 月 日		

《現職》 ※職歴とは別に記入してください。

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 現在		

以下は該当がある場合のみ記入

《他の社会福祉法人での理事・監事・評議員の経歴》

勤務先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 年 月 日		

《現在の兼務の状況》

職 務	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 現在（現任中）		

賞 罰	
-----	--

様式例2 就任承諾書兼誓約書【共通】

【☐評議員 ☐理事 ☐監事】

就任承諾書兼誓約書

私は、社会福祉法人〇〇〇の（評議員/理事/監事）に就任することを承諾します。
併せて、就任に際し、私は以下の要件を満たしていることを誓約します。

- 1 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと。
- 2 各評議員又は各役員（候補者含む）に関し、社会福祉法及び同法施行規則等に定める親族等特殊関係者が含まれていない又は上限数を超えて含まれていないこと。（※）
- 3 上記1号・2号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること。

（※）親族等特殊関係のある者が法令等に定める上限数を超えない範囲で含まれる場合は、以下に氏名と関係を記載してください。（例：理事〇〇〇〇が配偶者）

[任期]

令和〇年度決算に係る定時評議員会終結時から〇〇〇年度決算に係る定時評議員会終結時まで

令和 年 月 日

社会福祉法人〇〇〇〇 理事長 様

【就任の始期日の日付】

- ①改選時の場合は、表記の通り記載
- ②補欠の選任の場合は、選任日となるため、
『評議員：選任・解任委員会の日、理事・監事：評議員会の日』を記載
- ③辞任する前に選任した場合は、『辞任日の翌日』を記載

住所

氏名 _____ 印 _____

様式例 3 候補者推薦書

社会福祉法人〇〇会 次期(□評議員 □理事 □監事)候補者推薦書

No.	氏 名	生年月日	住 所	現 職	兼職状況	本法人の適正な運営に必要な識見があると判断した理由	欠格事由	特殊関係者
1	〇〇 〇〇						1 該当なし 2 該当あり	1 該当なし 2 該当あり
2	〇〇 〇〇						1 該当なし 2 該当あり	1 該当なし 2 該当あり
3	〇〇 〇〇						1 該当なし 2 該当あり	1 該当なし 2 該当あり
4	〇〇 〇〇						1 該当なし 2 該当あり	1 該当なし 2 該当あり
5	〇〇 〇〇						1 該当なし 2 該当あり	1 該当なし 2 該当あり
6	〇〇 〇〇						1 該当なし 2 該当あり	1 該当なし 2 該当あり
7	〇〇 〇〇						1 該当なし 2 該当あり	1 該当なし 2 該当あり

委 嘱 状

〇〇 〇〇 様

本 会 評 議 員 を 委 嘱 し ま す。

記

始期・終期は就任承諾書と同じ

任期 令和〇年度決算に係る定時評議員会から

令和〇年度決算に係る定時評議員会の終結の時まで

令和〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 公印

辞 任 届

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 様

私は、令和 年 月 日付をもって、貴法人の評議員を辞任いたしますので、ここに提出します。

令和 年 月 日

印

様式例6 履歴書【理事・監事】

履 歴 書(理 事・監事)

※お名前は、自筆でご記入ください。

令和 年 月 日作成

フリガナ			印
氏 名			
生年月日	年 月 日(満 歳)	性 別	
住 所	〒 ()		

【学歴】

学 校 名	学部学科名	期 間	資 格
		年 月 日～ 年 月 日	卒 年退

※最終学歴等を記載してください。

【職歴】

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 年 月 日		

【現職】

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 現 在		

※現在従事している職について、職歴とは別に全て記入してください。

【他法人役員経歴】

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 年 月 日		

※他法人役員経歴については、職歴とは別記してください。

【その他兼務職歴】（例：民生委員・任意団体等の役員歴）

勤 務 先	在 職 期 間	職 務 内 容	役 職
	年 月 日～ 年 月 日		

賞 罰	
-----	--

※ 経歴については、欄の上から古い順に記載してください。

※ 役員（理事・監事）の各種要件に該当する職歴等は必ず記入してください。

【個人情報の利用の目的】

新潟市及び財務諸表等電子開示システムへ提出する役員等一覧表・本会役員等名簿の作成、本会役員会の運営に係る業務のみに利用し、それ以外に用いることはありません。

委 嘱 状

〇〇 〇〇 様

本 会 理 事 を 委 嘱 し ま す。

記

始期・終期は就任承諾書と同じ

任期 令和〇年度決算に係る定時評議員会から
令和〇年度決算に係る定時評議員会の終結の時まで

令和〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 公印

辞 任 届

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇様

私は、令和 年 月 日付をもって、貴法人の理事を辞任いたしますので、ここに提出します。

令和 年 月 日

印

監事の選任案に関する同意書

令和 年 月 日開催の評議員会に提出予定の監事選任に係る議案に関し、
下記の者を監事候補者とすることを同意します。

記

監事候補者氏名	〇〇 〇〇
	〇〇 〇〇

社会福祉法人〇〇〇〇 理事長 様

令和 年 月 日

監 事 _____

<参考>

○監事選任案に係る理事会議事録に現監事の署名等がある場合は、個別の同意書は不要。

【社会福祉法人指導監査実施要綱別紙 指導監査ガイドライン抜粋】

理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事が理事の職務の執行（理事会の構成員として行う行為を含む。）を監査する立場にあることを鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数（注）の同意を得なければならず（法第43条第3項により準用される一般法人第72条第1項）、指導監査を行うに当たっては、監事の過半数の同意を得ているかについて確認する。

（注）「監事の過半数」については、在任する監事の過半数をいう。

なお、理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えない。

【議事録例】

社会福祉法人〇〇会 第〇回理事会議事録

（略）

（２）第２号議案 次期役員候補者の件

事務局より、評議員会に諮る議案として、議案資料「次期役員候補者名簿（案）」に基づき説明があり、事務局案として、理事５名と監事２名を重任とし、理事１名を新任の候補者としたこと及び新任の理事候補者〇〇〇氏の経歴について説明があった。

また、事務局より、監事の選任に関する議案については現監事の過半数以上の同意が必要とされている旨を説明したところ、〇〇監事及び〇〇監事から、議案資料の監事候補者に同意する旨の発言があった。

本件の審議に際し、次のとおり、質問意見が述べられた。

・〇〇理事 ……………

議長が本件議案の承認について、議場に諮ったところ、出席理事全員異議なく、原案のとおり承認可決された。

（略）

以上をもって、議事の全部を終了し、議長は〇時〇分閉会を宣した。

上記、議事の明確を期し、議事録署名人は次のとおり記名押印する。

令和〇年〇月〇日

議事録署名人

理事長 〇〇〇〇 印

監事 〇〇〇〇 印

監事 〇〇〇〇 印

委 嘱 状

〇〇 〇〇 様

本 会 監 事 を 委 嘱 し ま す。

記

始期・終期は就任承諾書と同じ

任期 令和〇年度決算に係る定時評議員会から

令和〇年度決算に係る定時評議員会の終結の時まで

令和〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 公印

辞 任 届

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇様

私は、令和 年 月 日付をもって、貴法人の監事を辞任いたしますので、ここに提出します。

令和 年 月 日

印